

相続税の物納の手引

平成17年度
以降分
国税庁

目 次

【物納制度のあらまし】

- 1 物納制度のあらまし 2

【物納の許可要件】

- 2 物納の許可要件 2

【物納財産の価額（収納価額）】

- 3 収納価額 3
4 収納価額の改訂 3

【申請の手続】

- 5 物納申請書の提出期限及び関係書類 . 3

【申請後の手続】

- 6 物納財産の現地調査等の立会い . . . 3
7 物納関係書類の提出 3
8 物納のために要する費用負担 3

【物納財産の変更】

- 9 物納財産の変更を求める場合 4
10 物納財産の変更の手続 4

【延納申請への変更】

- 11 延納申請に変更できる場合 4
12 延納申請への変更の手続 4

【物納の却下・取下げ等】

- 13 物納の却下 4
14 みなす取下げ 4
15 取下げ 4
16 却下等に伴う納付 4

【連帯納付義務】

- 17 連帯納付義務 5
18 連帯納付義務者へのお知らせ等 . . . 5

【物納の許可を受けた場合】

- 19 物納財産の納付手続 5
20 物納財産の引継 5

【物納の撤回】

- 21 物納の撤回ができる場合 5
22 撤回の手続 5

別表1 管理又は処分をするのに不適當な財産 6

別表2 物納手続等一覧表 7

別表3 地籍測量図について 9

別表4 建物図面について 10

別表5 各階平面図について 11

記載例1 相続税物納申請書 12

記載例2 物納財産目録 13

参 考 相続税の物納手続の概要 14

この手引は、物納許可通知書と一緒に、許可されてから1年程度保管し、必要に応じてご覧になってください。

物納制度のあらまし

1 物納制度のあらまし

国税は、金銭で納付することが原則ですが、申告又は更正・決定により納付することとなった相続税額を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合は、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産による物納が認められています。

なお、加算税、延滞税及び連帯納付義務により納付すべき税額等は、物納の対象とはなりません。

物納の許可要件

2 物納の許可要件

物納の許可を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たしていなければなりません。

- 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること
- 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること
- 申請書を期限までに提出すること
- 物納適格財産であること

(1) 金銭納付困難な事由等

期限内申告、期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定により納付すべきこととなった相続税額について、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由のあることが必要です。

この「金銭で納付することを困難とする事由」があるかどうかについては、納税者が相続によりどのような財産を取得したか、また、納税者自身の資産の所有状況や収入の状況等を総合的に勘案することになります。

この場合、近い将来において確実に認められる金銭収入(例えば、貸付金の返還、退職金の給付の確定等)や、近い将来における臨時的支出(例えば、事業用資産の購入等)をも考慮することになります。

なお、物納を申請することができる金額は、金銭納付を困難とする金額の範囲内に限られます。

(2) 物納に充てることのできる財産の種類及び順位

物納に充てることのできる財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次表に掲げる財産(相続財産により取得した財産を含み、相続

時精算課税の適用を受ける贈与によって取得した財産を除きます。)及び順位で、その所在が日本国内にあるものに限られます。

| 物納申請財産の種類 | 順位 |
|--|------|
| 国債、地方債、不動産、船舶 | 第1順位 |
| 社債、株式(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。)、証券投資信託又は貸付信託の受益証券 | 第2順位 |
| 動産 | 第3順位 |

(注)1 次に掲げる財産は、次に掲げる事由がある場合に、物納申請ができます。

- (1) 相続等により取得した財産のほとんどが引き続き相続人の居住又は事業の用に供する土地又は家屋であるときの当該土地(底地)
- (2) 相続等により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、その株式以外に物納に充てるべき財産がないときの当該株式

2 物納に充てようとする財産が「特定登録美術品」であるときは、上記の表の順位にかかわらず申請することができます(租税特別措置法第70条の12)。

※ 特定登録美術品とは、

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、すでに同法による登録を受けているものをいいます。

なお、次のような場合には、この順位によらないことができますので、税務署にご相談ください。

- (イ) その財産を物納すれば居住し又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような特別な事情がある場合
- (ロ) 先順位の財産を物納に充てるとすれば、その財産の収納価額がその納付すべき税額を超える場合など適当な価額のものがない場合

(3) 申請書を期限までに提出すること

物納しようとする方は、相続税の納期限又は納付すべき日(5 物納申請書の提出期限及び関係書類参照)までに、物納申請書等を納税地の所轄税務署に提出することになります。

なお、物納申請書が期限までに提出されない場合や関係書類が提出されない場合には、物納許可要件に該当しないものとして、当該申請が却下されることとなりますのでご注意ください。

(4) 物納適格財産

物納財産は、国が管理又は処分をするのに適したものでなければなりません。

したがって、別表1に掲げるような財産は、物納不適格な財産となります。

なお、次に掲げる土地等を物納申請された場合において、他に適当な相続財産があるときは、原則として、物納財産の変更が求められることとなります。

- イ 地上権、永小作権その他の用益権が設定されている土地
- ロ 法令の規定に違反して建築した建物
- ハ 耕作権を留保した農地
- ニ 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する土地区画整理事業をいう。）の施行地区内にある土地について、同法第 98 条の規定に基づく仮換地が指定されていない土地

物納財産の価額（収納価額）

3 収納価額

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として相続税の課税価格計算の基礎となった当該相続財産の価額によります。

（注）小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措置法第 69 条の 4）、特定事業用資産（措置法第 69 条の 5）についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合の収納価額は、これらの特例適用後の価額が収納価額となります。

4 収納価額の改訂

収納の時（許可の時）までに物納財産の状況に著しい変化を生じている場合には、収納の時（許可の時）の現況により、その財産の収納価額を定めることとなります。

ここでいう「財産の状況に著しい変化を生じた場合」とは、例えば、次のような場合がこれに当たります。

- (1) 土地の地目変換があった場合又は荒地となった場合

（注）地目変換の判断は、土地台帳（登記簿）に記載されている地目のいかんにかかわらず現況によることとされています。

- (2) 家屋の損壊又は増築があった場合
- (3) 引き続き居住の用に供する土地又は家屋を物納する場合
- (4) 所有権以外の物権又は借地権の設定、変更又は消滅があった場合
- (5) 株式又は出資証券について増資、減資又はこれらの発行法人が合併し、株式又は出資証券の交付を受けた場合
- (6) 上記以外に、その財産の使用、収益又は処分について

て制限が付けられた場合

申請の手続

5 物納申請書の提出期限及び関係書類

物納申請書は、納期限又は納付すべき日（注）参照）までに、納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、物納申請書には、別表 2 の「物納手続等一覧表」の「提出書類」欄に掲げる書類のうち、物納財産の種類に応じた関係書類を添えて提出していただくこととなります。

- （注） 1 提出期限は、具体的には次のとおりです。
- (1) 期限内申告 ---申告期限
 - (2) 期限後申告又は修正申告 ---申告書の提出の日
 - (3) 更正又は決定 ---更正又は決定の通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 ヶ月を経過する日
- 2 相続税の申告期限
相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内

申請後の手続

6 物納財産の現地調査等の立会い

物納財産が不動産である場合には、①税務署の実地調査及び②物納財産の管理官庁である財務局と税務署との共同で行う現地調査を実施しますが、その際には、原則として申請者に立ち会っていただくことになります。

また、その際には、税理士・土地家屋調査士等のほか、隣接地主・借地人等の立会いもお願いすることがありますのでご注意ください。

7 物納関係書類の提出

物納財産が不動産、株式等である場合において、別表 2 の「物納手続等一覧表」の「提出書類」欄に掲げる書類のうち、税務署から提出期限の指定がある書類については、その期限までに書類を提出していただくこととなります。

なお、物納財産の現況によっては、これらの書類以外にも提出を求められることがありますので、ご注意ください。

8 物納のために要する費用負担

物納のために要する費用（例えば、土地に係る登

記関係費用、手数料のほか、境界標の設置や実測費用などが別途必要となりますが、これらの費用に関しては、申請者ご自身の負担となりますので、ご注意ください。

また、物納が許可されるまでの維持管理費用（例えば、固定資産税の支払い、建物の修繕費など）についても、申請者ご自身の負担になります。

物納財産の変更

9 物納財産の変更を求める場合

物納財産が、国において管理又は処分をするのに不適当なものである場合（2-4物納適格財産 参照）や、正当な理由がなく物納に充てることのできる順位によっていない場合（2-2物納に充てることのできる財産の種類及び順位 参照）には、税務署から他の相続財産に変更するよう『物納財産変更要求通知書』が送付されることとなりますので、ご注意ください。

10 物納財産の変更の手続

物納財産の変更を求められた場合には、その変更要求の通知書を受け取った日から20日以内に、他の相続財産に変更する旨の申請書（物納申請書の用紙を適宜補正して使用してください。）を提出していただくこととなります。

なお、上記の期間内に何の手続もとらない場合には、物納申請は法律上取り下げられたものとみなされる（14 みなす取下げ 参照）こととなりますので、ご注意ください。

延納申請への変更

11 延納申請に変更できる場合

物納財産の変更を求められた場合において、他に適当な財産がない場合には、変更要求の通知書を受け取った日から20日以内に手続をすれば、延納申請へ変更することができます。

この場合、物納申請税額について当初から延納申請があったものとして取り扱われます。

12 延納申請への変更の手続

延納申請への変更は、延納申請書（税務署に用意してあります。）を11（延納申請に変更できる場合）に定める期限までに納税地の所轄税務署に提出することとなります。

（注） この場合の延納申請書の上部余白には、『平成●年●月●日物納申請からの変更』と記載してください。

物納の却下・取下げ等

13 物納の却下

物納申請について物納許可要件を満たしていないものは、その申請を却下することとなります。申請を却下する場合にはその理由を記載した『相続税物納却下通知書』が送付されますが、この却下通知書に不服がある場合には、当該通知書を受けた日から2ヵ月以内に税務署長等に対して異議申立てをすることができます。

14 みなす取下げ

税務署から物納財産の変更を求められた場合において、その通知を受けた日から20日以内に他の財産による物納申請をしないとき又は延納に変更する旨の申請をしないときには、物納申請は取り下げたものとみなされます。

15 取下げ

物納申請は、許可又は却下されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。

なお、既に物納申請税額の一部について許可又は却下がなされている場合には、物納申請税額（残額）の範囲内において、取り下げることができます。

16 却下等に伴う納付

物納申請の却下又は取下げ（みなす取下げを含みます。）がなされた場合には、その却下等に係る相続税額は直ちに納付していただくこととなります。この場合、物納の却下又は取下げに係る相続税の（法定）納期限の翌日からその相続税を完納する日までの日数に応じ、年14.6%（ただし納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までの期間については、平成12年1月1日以降、「年7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合（年単位（1月1日～12月31日）で適用）で計算された延滞税を納付することとなります。

なお、延滞税の具体的な金額については、税務署にお尋ねください。

連 帯 納 付 義 務

17 連帯納付義務

相続税の納付については、各相続人が相続等により受けた利益の価額を限度として、互いに連帯して納付しなければならない義務が課されています。

このため、相続人のうち一人が相続税を納付しない場合には、他の相続人が納付すべき相続税について、その納付を税務署長から求められる場合があります。

- (注) 1 相続税を納付しない場合は、本来の納税義務者が延納許可を受けた日以降に延納(分納)税額が納付されない場合や延納許可が取り消された場合あるいは物納申請が却下された場合などがあります。
- 2 被相続人の納付すべき相続税がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付義務が生じます。

連帯納付義務の例(相続税)

| (相続人) | (相続税額) | (相続によって受けた利益金額) |
|-------|--------------|-----------------|
| 妻 A | 0 円 | 2 億円 |
| 子 1 | 500 万円 ⇒ 納付済 | 1 億円 |
| 子 2 | 400 万円 ⇒ 未納付 | 8,000 万円 |
| 子 3 | 200 万円 ⇒ 納付済 | 4,000 万円 |

子 2 の相続税額(400 万円)が納付されない場合には、妻、子 1 及び子 3 の 3 名が相続により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、納付義務を負うことになります。

物 納 の 許 可 を 受 け た 場 合

18 連帯納付義務者へのお知らせ等

本来の納税者が納付すべき相続税額を納付しない場合には、本来の納税者に対する督促状を送付したのち一定期間経過後に、連帯納付義務者に対して当該督促状に係る未納の相続税額について『連帯納付責任のお知らせ』が送付されます。

また、その後においても納付されない場合には、連帯納付義務者に対して督促状が送付され、滞納処分が行われる場合がありますのでご注意ください。

19 物納財産の納付手続

物納が許可された場合には、『相続税物納許可通知書』が送付されますので、許可された物納財産、物

納税額等を確認の上、定められた期限までに、必要書類等を税務署に提出していただくこととなります。

なお、必要書類等が提出されない場合には、物納許可が取り消されることがありますので、ご注意ください。

(注) 物納は、物納財産の引渡し、所有権移転登記、その他法令により第三者に対抗できる要件を満たした時に納付があったものとみなされます。この場合、『物納財産取納済証書』が税務署から交付されますので、物納金額等を確認してください。

20 物納財産の引継

許可された物納財産は収納後(許可後)において管理官庁に引き継ぐことになります。

なお、許可された物納財産が第三者に賃貸中の不動産である場合の賃貸料は、所有権移転の登記が完了した日以降、国に納付することとなります。

物 納 の 撤 回

21 物納の撤回ができる場合

賃借権などが設定されている土地、家屋について物納の許可を受けた後に、物納税額を金銭により一時に納付又は延納により納付することができるとなったときは、その物納の許可を受けた後 1 年以内に限り、税務署長の承認を得てその物納を撤回することができます。

ただし、撤回の承認を得ようとする財産が既に換価されていたとき、又は公用若しくは公共の用に供されており若しくは供されることが確実であると見込まれるときは、物納の撤回をすることはできませんので、ご注意ください。

物納を撤回したことにより金銭で納付することになった相続税額については、延納により納付する場合と同様に、納期限の翌日から完納するまでの期間に応じ、利子税を納付していただくこととなります。

22 撤回の手続

物納の撤回の申請をする場合には、その物納の許可を受けた後 1 年以内に、『物納撤回申請書』(税務署に用意してあります。)を、物納の許可をした税務署に提出することとなります。

〈管理又は処分をするのに不適当な財産〉

| | |
|---|---|
| <p>1 共通事項</p> <p>(1) 質権、抵当権その他の担保権の目的となっている財産</p> <p>(2) 所有権の帰属等について係争中の財産</p> <p>(3) 共有財産。ただし、共有者全員が持分の全部を物納する場合を除きます。</p> <p>(4) 譲渡に関して法令に特別の定めのある財産 (注) 国債及び日本銀行出資証券は、法令により譲渡が禁止され又は譲渡につき承認を要することとされているものであってもこれに当たらないので留意してください。</p> <p>2 有価証券</p> <p>(1) 収納時において利払期の到来していない利札が切り取られている国債、地方債又は社債</p> <p>(2) 譲渡に関して定款に制限がある株式又は出資証券</p> <p>(3) 売却できる見込みのない有価証券 (注) 取引相場のない株式で次に掲げる場合は、「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないので留意してください。</p> <p>1 株式発行会社について、①直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第110号)における同業種の直近2か年度の平均比率を越えていること、②発行会社の直近2期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、③発行会社の直近2期において配当可能利益(当期未処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合。</p> <p>2 物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合</p> <p>3 不動産</p> <p>(1) 買戻しの特約の登記、所有権移転の仮登記等のある不動産</p> <p>(2) 売却できる見込みのない不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいいます。</p> <p>1 崖地や地形狭長な土地等で、単独には通常の用途に供することができない土地。ただし、当該土地が通常の用途に供することができる宅地等に通常付随する程度のもので、当該宅地等とともに物納する場合を除きます。</p> <p>2 借地権者又は借地権の及ぶ範囲が明らかでない貸地</p> <p>3 無道路地</p> <p>4 私道で多数の者が利用している土地。ただし、通常の用途に供することができる宅地等と一体として利用されているもので、当該宅地等とともに物納する場合を除きます。</p> <p>5 借地権の伴わない建物(建物のみ物納の場合で、地主から借地権譲渡に対する承諾の得られないものなどをいいます。)</p> <p>6 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)により都道府県知事から汚染区域として指定されている土地及び都道府県知事から土壌汚染状況の調査命令が出されている土地。ただし、汚染区域としての指定が解除された場合又は調査の結果、汚染状態が同法で定める基準に適合することの確認が得られる場合を除きます。</p> <p>(3) 稼働工場の一部を構成する不動産等のように他の財産と一体として効用を有する不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいいます。</p> <p>1 工場と一体となっている倉庫、事務所等の附随建物</p> <p>2 いわゆる離れを有する旅館の当該離れ</p> <p>3 専用私道付住宅地の私道部分のみ又は当該宅地部分</p> | <p>のみ</p> <p>4 一棟の建物又は一団の建物群の敷地の一部分。 ただし、次に該当する財産を除きます。</p> <p>イ 当該一部分が駐車場等に利用されている場合で、物納に当たり当該部分を分割しても既存の建物又は建物群につき、法令上問題がないもの(当該部分が借地契約の目的となっているものを除きます。)</p> <p>ロ 納税者以外の者の所有する土地と一体として借地契約の目的とされている土地で、物納後においても借地契約の円滑な継続が可能なもの</p> <p>(4) 現状を維持するための土留、護岸等の築造又はその修理を要する土地</p> <p>(5) 境界線が明確でない土地で、隣接地主から境界線に異議のない旨の了解が得られない土地。ただし、既存の登記関係書類等により境界線が明確であり、かつ、隣接地主との間に争いが無い事実が確認できるものを除きます。</p> <p>(6) 隣接地の建物の一部が境界線を越境しているもの又は塀等の囲障が境界線を越境して若しくは境界線上に設置されているもの。ただし、当該建物又は囲障の所有者が改築等を行うに際してこれらを撤去又は移動することを確認できるものを除きます。</p> <p>(7) 物納申請された建物の一部が境界線を越境しているもの又は塀等の囲障が境界線を越境して若しくは境界線上に設置されているもの。ただし、隣接地主から当該建物等につき物納後においても撤去及び使用料等を求めないことを確認できるものを除きます。</p> <p>(8) 敷金、保証金等の債務がある貸地又は貸家。ただし、当該債務を国に引き継がない旨の確認が得られるものを除きます。</p> <p>(9) 現に公共の用に供されている又は近い将来において供されることが見込まれる土地又は建物 (注) 次に掲げる施設については、これに該当しないものとして取り扱うものとします。</p> <p>1 公園</p> <p>2 公共用駐車場</p> <p>3 公共用スポーツ施設</p> <p>(10) 入会慣習のある土地</p> <p>(11) 今後数年以内の使用に耐えないと認められる建物</p> <p>(12) 維持又は管理に特殊技能を要する劇場、工場、浴場その他の大建築物</p> <p>(13) 土地の所有権の伴わない立木。ただし、「立木ニ関スル法律」(明治42年法律第22号)の規定により登記してある立木は、この限りではありません。</p> <p>(14) 借地、借家契約の円滑な継続が困難な不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいいます。</p> <p>1 社会通念に照らし、契約内容が貸主に著しく不利な貸地又は貸家</p> <p>2 賃貸料の滞納が発生している財産その他物納後において、用途等について円滑な契約の履行に著しい支障を及ぼすと見込まれるもの</p> <p>3 相応の価額で国が借り受けられる見込みのない土地上の建物</p> <p>4 賃借人から物納後において国の定める貸付基準による賃貸料に是正する旨の確認が得られないもの</p> <p>4 動産</p> <p>(1) 総トン数20トン未満の船舶。ただし、納税者において管理することを承諾したものを除きます。</p> <p>(2) 今後数年以内の使用に耐えないと認められる船舶又は機械</p> <p>(3) 国において管理することが困難なもので、かつ、納税者において管理することを承諾しないもの</p> |
|---|---|

(注) 物納を許可する時まで不適格とする事由が消滅(解除)されるときはこの限りではありません。

物納手続等一覧表

| 物納財産の種類 | 提出書類 | 物納手続等 |
|---|--|--|
| <p>1 共通</p> <p>2 国債、地方債 特に国債の場合には、法令上譲渡制限のあるものでも差し支えありません。</p> <p>3 不動産</p> | <p><input type="checkbox"/> ※相続税物納申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ※物納財産目録</p> <p><input type="checkbox"/> ※金銭納付を困難とする理由書</p> <p>(1) 物納申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物登記事項証明書（登記簿謄本）</p> <p><input type="checkbox"/> 所在図</p> <p><input type="checkbox"/> 公図</p> <p>【賃貸中の不動産の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ※物納申請財産賃貸借関係書</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 次の書類は、税務署の指定する期限までに提出してください。</p> <p>【共通事項】</p> <p><input type="checkbox"/> ※所有権移転登記承諾書（印鑑証明書添付）</p> <p><input type="checkbox"/> ※登記原因証明情報</p> <p>・ その他税務署長から提出を求められた書類</p> <p>【土地の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 地積測量図</p> | <p><input type="checkbox"/> 記載例 1 を参考にしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 記載例 2 を参考にしてください。</p> <p>【物納許可後の手続】</p> <p>1 登録国債の場合</p> <p>(1) 国債登録変更（移転登録）請求書（日本銀行の本店、支店又は代理店に備え付けてあります。）に登録名義を財務大臣に変更するための必要事項を記載し、税務署に提出し、税務署長の物納を許可した旨の記載を受けます。</p> <p>(2) 税務署で必要事項の記載を受けた登録変更請求書を日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出し、財務大臣名義の国債登録済通知書の交付を受け、これを税務署長に提出します。</p> <p>2 振替国債の場合</p> <p>財務大臣口座へ振替手続を行ったことを証する一定の内容を記載した証券会社等の発行する書類を税務署長に提出します。</p> <p>3 登録地方債の場合</p> <p>(1) 移転登録請求書（地方債を登録した登録機関に備え付けてあります。）に登録名義を財務大臣に変更するための必要事項を記載し、税務署に提出し、税務署長の物納を許可した旨の記載を受けます。</p> <p>(2) 税務署で必要事項の記載を受けた移転登録請求書を登録機関に提出し、財務大臣名義の登録済証の交付を受け、これを税務署長に提出します。</p> <p>4 無記名の国債又は地方債の場合</p> <p>当該国債の証券又は地方債の証券を税務署長に提出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 物納申請の時までに相続登記が終わっていない場合には、相続登記前のものを提出し早期に相続登記を行った後に、改めて相続登記後の登記事項証明書（登記簿謄本）を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 駅又は停留所から物件の所在地に至るまでの経路がわかる地図（住宅地図等の写し）を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 登記所備え付けの土地図面（通称公図）の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 別表 3 を参考にしてください。</p> |

| 物納財産の種類 | 提出書類 | 物納手続等 |
|---|--|---|
| <p>4 社債、株式、投資信託又は貸付信託の受益証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券又は出資証券</p> | <p><input type="checkbox"/> 道路明示証（接面道路が公共用道路の場合） <input type="checkbox"/> ※境界線に関する確認書</p> <p>（更地の場合） <input type="checkbox"/> ※地下埋設物がないことの確認書</p> <p>【建物の場合】 <input type="checkbox"/> 建物図面、各階平面図 <input type="checkbox"/> ※借地権の移転に関する承諾書</p> <p>【賃貸中の不動産の場合】 <input type="checkbox"/> ※敷金等に関する確認書 <input type="checkbox"/> ※賃借地の境界に関する確認書</p> <p>物納申請書には、次の書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 物納申請有価証券の写し</p> <p>【取引相場のない株式の場合】 <input type="checkbox"/> 発行会社の定款の写し <input type="checkbox"/> 発行会社の最近2期の営業報告書の写し <input type="checkbox"/> 発行会社の株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 発行会社の商業登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 取引相場のない株式の評価明細書の写し <input type="checkbox"/> 発行会社の課税時期における資産明細書の写し</p> | <p>○ 当該道路等を管理している官公署に請求の上、交付を受けてください。</p> <p>○ 別表4、5を参考にしてください。</p> <p>【物納許可後の手続】</p> <p>1 登録社債等の場合</p> <p>(1) 移転登録請求書（社債等を登録した登録機関に備え付けてあります。）に登録名義を財務大臣名義に変更するための必要事項を記載し、税務署に提出し、税務署長の物納を許可した旨の記載を受けます。</p> <p>(2) 税務署で必要事項の記載を受けた移転登録請求書を登録機関に提出し、財務大臣名義の登録済通知書の交付を受け、これを税務署長に提出します。</p> <p>2 記名式の社債、株式その他の債券の場合 所有名義を財務大臣名義に書換えし、その証券を税務署長に提出します。</p> <p>3 無記名の社債、株式その他の債券の場合 当該証券を税務署長に提出します。</p> |

- (注) 1 ※印のある書類の用紙は税務署に用意してあります。
- 2 提出書類の中には土地家屋調査士等の有資格者が作成した書類を提出していただく場合もあります。この場合の作成費用は、申請者ご自身の負担となります。
- 3 提出書類等については税務署の指定する期限を厳守してください（期限までに提出がない場合には申請を却下する場合もあります。）。

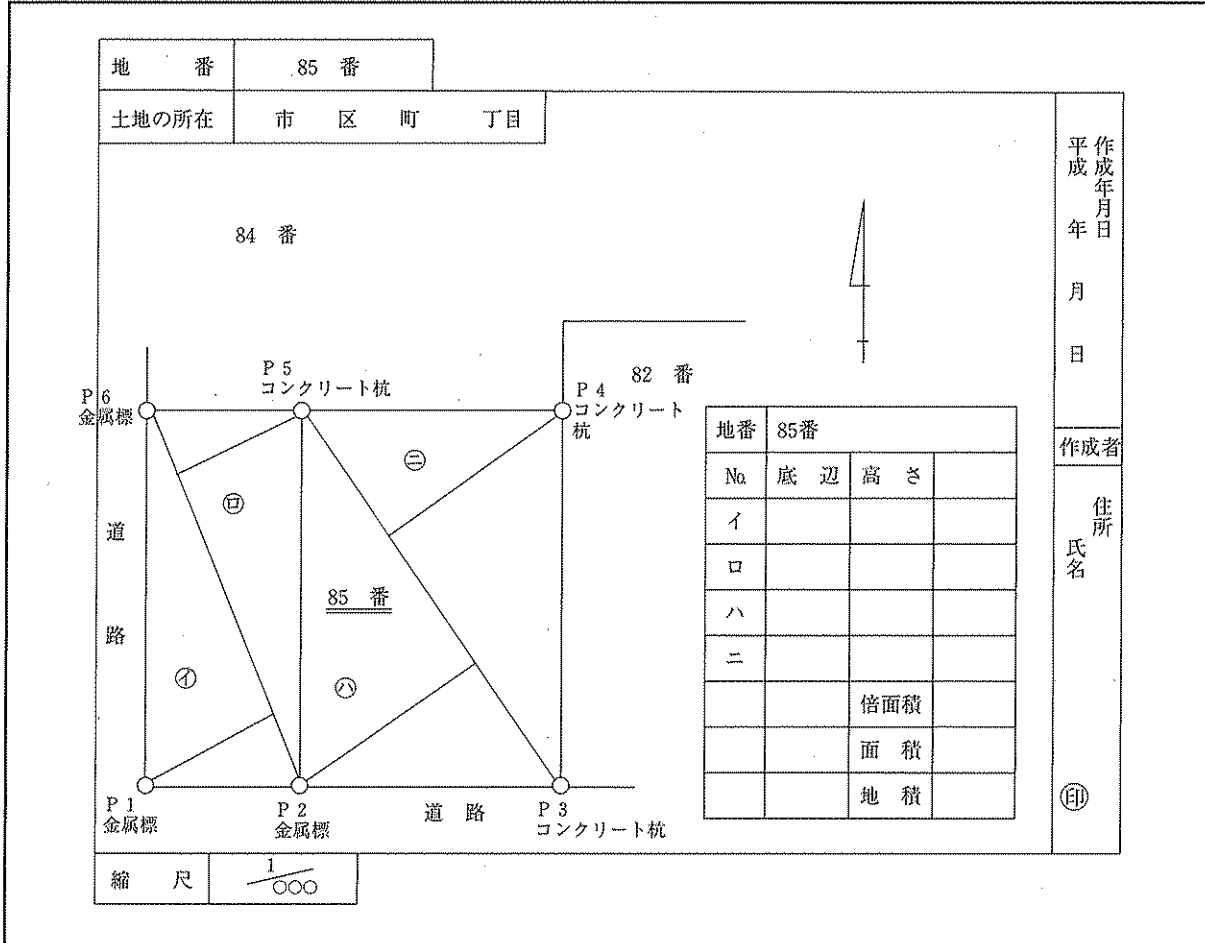
(注) 納税者が未成年者等の場合

納税者が未成年者等である場合には、それぞれ次の書類が必要となります。

- (1) 未成年者である場合
- 未成年者の戸籍謄(抄)本
 - 法定代理人（親権者又は未成年後見人）の印鑑証明書
- (2) 成年後見人等が選出されている者である場合
必要書類については、税務署にお尋ねください。

地積測量図について

(作成例)



- (注) 過去に作成した実測図が次に準じて作成されている場合には、その実測図によることができます。
- ・ 求積は、座標法・三斜法等により各筆ごとに行い、地積測量図には求積法を記入しておいてください。なお、求積は借地権者別に表示してください。
 - ・ 求積の結果、課税価格計算の基礎とされた財産の面積と相違する場合は、地積更正登記をしてください。
(注) この場合、早急に税務署にご相談ください。
 - ・ 境界標の位置については、適宜、恒久的な建物等からの距離、角度を記載するなどして明らかにしてください。
 - ・ 境界標が不明な場合で、実測を行う時は、耐久性のある材質による標識（石、コンクリート、金属等）で容易に移動しないように設置してください。

建 物 図 面 に つ い て

(作成例)

| | | | | |
|-------|---------------|----------|--|-------------------|
| 家屋番号 | 345番1 | | | 平成 年 月 日 |
| 建物の所在 | A市B町2丁目345番地1 | | | 作成者 |
| 縮尺 | | 住所 氏名 | | |
| 1/○○○ | | 印 | | |

- (注) 1 建物図面は、1棟の建物ごとに作成してください。
 2 土地の境界標が明確な場合は、その位置を図面に○で表示してください。
 3 建物図面は、建築の際に作成した図面で代用することができます。

各階平面図について

(作成例)

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|--|--|-----|-----|
| 家屋番号 | 345番1 | | | 平成 | 作成 |
| 建物の所在 | A市B町2丁目345番地1 | | | 年 | 年月日 |
| | | | | 月 | 日 |
| | | | | 作成者 | |
| | | | | 住所 | 氏名 |
| <p>求積 1階 $8.18 \times 5.45 + 3.64 \times 1.82 = 51.2058$ 床面積 1階 51.20m^2</p> <p>2階 $8.18 \times 3.64 + 4.55 \times 1.82 = 38.0562$ 2階 38.05m^2</p> | | | | 印 | |
| 縮尺 | $\frac{1}{\bigcirc\bigcirc\bigcirc}$ | | | | |

- (注) 1 実測は、メートル法で行い、原則として柱の中心からの距離によってください。
 2 各階平面図は建築の際に作成した設計図で代用することができます。
 3 別紙に間取りを記載してください。

記載例1(相続税物納申請書)

相続税物納申請書



麹町 税務署長殿

平成17年11月14日提出

〒100-0013

(住所)千代田区霞ヶ関3-1-1

(氏名) 国税、一郎

(職業)会社員 (電話)03-3000-XXXX

下記のとおり、相続税の物納を申請します。

記

1 物納申請税額

| | |
|------------------------------|------------------|
| ① 相続税額 | 円 107,263,800 |
| ②現金で納付する税額 | 4,063,800 |
| ③延納を求めようとする税額 | 24,000,000 |
| ④納税猶予を受ける税額 | |
| ⑤物納を求めようとする税額 (①-(②+③+④)) | 79,200,000 |

3 物納に充てようとする財産 別紙目録のとおり

4 物納財産の順位によらない場合の事由

作成税理士
事務所所在地
署名押印
(電話番号)

2 延納によっても金銭で納付することを困難とする理由

(物納ができるのは、延納によっても金銭で納付することが困難な範囲に限ります。)

金銭納付が困難な理由を具体的に記載する。

5 その他参考事項

| | | |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 右の欄の該当の箇所を○で囲み、住所、氏名、年月日等を記入してください。 | 被相続人 遺贈者 | (住所) 千代田区霞ヶ関3-1-1 |
| | | (氏名) 国税太郎 |
| | 相続開始 遺贈 | 年 月 日 平成 17 年 1 月 14 日 |
| | 申告(期限内)期限後、修正)更正決定年月日 | 平成 17 年 11 月 14 日 |
| | 納 期 限 | 平成 17 年 11 月 14 日 |
| 印 | 納税地の指定を受けた場合のその指定された納税地 | |

別紙

物 納 財 産 目 録
(土 地 ・ 家 屋 用)

| 土地・家屋の表示 | | | | | | 価 額 | 備 考 |
|------------|--------------|--------|-----|---------------------|-------------|-----|--|
| 所 在 | 地番又は 家屋番号 | 地目又は種類 | 構 造 | 地積又は 床面積 | | | |
| 千代田区大手町一丁目 | 3番6 | 宅 地 | | 700.00㎡ の内264.00 | 79,200,000円 | 更 地 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 貸宅地の場合 には、借地人 名を記載して ください。 </div> |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

相続税の物納手続の概要

